

いじめの防止に関する基本方針

平成26年5月3日
練馬区立石神井西中学校

1 本校の基本姿勢

- 「いじめは重大な人権侵害であり、人間として決して許されない」との認識に立ち、毅然とした指導を行い、自他の人格や生命を尊重し、いじめのない学校づくりに全校体制で取り組んでいく
- いじめられた生徒の立場に立った、対応を行う

2 対策方針の基本的な考え方

- ① いじめはどの生徒にも起こりうることを踏まえて、全教育活動を通じていじめの未然防止に取り組むとともに定期的なアンケートや教育相談を実施し、早期発見に努める
- ② いじめの兆候や発生を見過ごさず、全教職員で、組織的に迅速な対応を行う
- ③ いじめの疑いがある時は、保護者やスクールカウンセラーなどとも連携を密にし、広く情報を集め対応する
- ④ 校内研修会や校外研修会を通じて全教職員の資質向上を図るとともに、生徒会やPTA役員会を中心とした生徒や保護者の参画によるいじめ防止等の取組みを行う
- ⑤ 重大事態ないじめがあった時は、すみやかに関係機関と連携しながら対応する

3 いじめ対策組織の設置

いじめ対策防止委員会・・・校長、副校長、生活指導主任、学年主任

※ ケースに応じて学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、心のふれあい相談員も加える
また、重大ないじめの場合は、本校サポートチーム会議を開き対応する。

4 学校の取組み及び保護者との連携

	学校の取組み内容	保護者への啓発・連携
いじめの未然防止	<ul style="list-style-type: none">○一人一人の生徒の人格を尊重し、所属感、自己有用感を体感できる学級経営○個々の価値観の理解（道徳・学活）○生徒会活動を通じた防止への取組み（いじめ防止ポスター・生徒会朝礼での呼びかけ・あいさつボランティアなど）○道徳教育の充実 (生徒自身がいじめについて考える機会を設ける)(人権教育)○正しい判断力の育成（道徳・学活）○奉仕体験活動への参加○インターネットや電子通信機器等によるいじめ防止のための学習 (情報モラル)	<ul style="list-style-type: none">○各家庭での規範意識・善惡の正しい判断、思いやりの心などの育成○子どもに关心をもち、寂しさやストレスに気づくことのできるような啓発○子どものがんばりをしっかりと認め、褒めること、いけない時にははつきりと叱ることの実践○携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束づくりと通信内容の把握○地域活動への積極的参加○PTA役員との連携(PTA主催による教育講演会等の実施)○学校だより、学年・学級だより、相

		談室だよりなどの発信
いじめの早期発見		<ul style="list-style-type: none"> ○毎朝の主任打ち合わせ、企画委員会、職員会議で気になる生徒の情報交換による共通理解、足並みをそろえた指導 ○校内研修会や外部の研修会に参加し、いじめを見抜く力の向上を図る ○集団から離れている生徒への声かけ ○ふれあいアンケート（年3回）個別相談（年2回）・スクールカウンセラ一面談（年1回、不定期）との相談による情報収集 ○文房具等へのいたずら・紛失時の即時対応 ○いじめチェックリストの作成とリストを活用したいじめの早期発見
受けている生徒	いじめの被害を	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周囲からの聞き取りによる、身体的・精神的な被害の的確な把握・迅速な初期対応 ○苦しい気持ちへの共感と「いじめから全力で守ること」を約束 ○いじめ防止対策委員会による対応方針の検討・決定 ○別室登校・相談室登校などの緊急避難 ○休み時間・登下校時の教員の見回り、授業中の配慮 ○いじめの原因や背景の調査による根本的な解決 ○スクールカウンセラーや心のふれあい相談員との相談
いじめへの早期対応	いじめに加わった生徒	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し、「いじめを絶対許さない」という毅然とした態度でいじめへの対応を行う ○いじめ防止対策委員会による対応方針の検討と決定 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決、再発防止に向けた指導 ○ケースによっては懲戒や別室指導を行う ○スクールカウンセラーや心のふれあい相談員との相談 ○関係機関（警察・児童相談所等）との連携
直接、いじめには		<ul style="list-style-type: none"> ○傍観することがいじめに加担することと同じであることやいじめられた生徒の苦しさの理解 ○言いなりにならず、自分の意志で行動することの大

	かかわ ってい ない生 徒	切さの指導 ○いじめについて考える授業や機会を意図的・計画的に設ける（道徳、学活） ○いじめを感じたらすぐに教師に相談する風土づくり	者にならないよう家庭での学校と 共同した指導
--	------------------------	--	---------------------------

5 地域への啓発、協力依頼

- 子供たちへの積極的なあいさつと声かけ
- 広場や公園など近隣でおかしな言動や困っている子供をみかけたら積極的に声をかける
- 学校への速やかな連絡、情報提供

6 教育委員会や関係機関等との連携

- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと判断した場合、躊躇することなく所管警察と連携し、対応する
- いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当期間、学校を欠席することを余儀なくされる疑いがあるなどの重大事態が発生した場合、すみやかに教育委員会へ報告・相談し、連携して対応する

7 学校評価によるいじめ防止対策に関するP D C Aサイクルによる改善

- 学校評価において、いじめ問題への取り組み等を自己評価し、その結果を保護者や学校評議委員会へ報告し、いじめの未然防止・早期発見、早期解決に向けた取組の改善を行う。